

平成26年3月6日

小法廷首席書記官 殿
訟廷首席書記官 殿

大法廷首席書記官 曾 根 啓 子

公職選挙関係事件（行政及び刑事事件）の終局の結果連絡及
び通知等の様式について（通知）

標記の様式について、下記のとおり定めましたので、平成26年4月1日からこれによってください。

なお、行政事件の事務を処理するに当たっては、別紙「行政事件における注意事項」に留意してください。

おって、平成20年7月22日付け大法廷首席書記官通知「公職選挙関係事件（行政及び刑事事件）の終局の結果連絡及び通知等の様式について」による取扱いは、廃止します。

記

- 1 当該事件の担当書記官から大法廷首席書記官に対する報告
 - 別紙様式1 行政事件「公職選挙関係訴訟結果連絡」（裁判が確定した場合の書式例）
 - 別紙様式2 行政事件「公職選挙関係訴訟結果連絡」（農業委員会等に関する法律第11条の場合の書式例）
 - 別紙様式3 行政事件「公職選挙関係訴訟結果連絡」（上告取下げ等により終局した場合の書式例）
 - 別紙様式4 刑事事件「公職選挙法違反被告事件結果連絡」（公職選挙法254条に基づく通知をする場合の書式例）

別紙様式5 刑事事件「公職選挙法第254条の2第1項に基づく通知の結果連絡」

2 公職選挙法に基づく通知等（訟廷作成用）

別紙様式6 行政事件「公職選挙関係事件の確定について（通知）」

別紙様式7 行政事件「公職選挙関係事件の確定について（通知）」（農業委員会等に関する法律第11条の場合の書式例）

別紙様式8 行政事件「公職選挙関係事件の確定について（通知）」（上告取下げ等により終局した場合の書式例）

別紙様式9 刑事事件「選挙犯罪事件の終局について（通知）」

別紙様式10 刑事事件「選挙犯罪事件の処刑の通知について（通知）」

(別紙)

行政事件における注意事項

1 訴訟係属終了の通知先及び判決確定時の判決書謄本等の送付先

別表「公職選挙関係訴訟の連絡先一覧表（行政事件）」のとおり

- (1) 上告却下又は破棄自判の判決の場合にも、これらの様式に準ずるものとする。
なお、破棄差戻し又は破棄移送の判決の場合には、「訴訟が係属しなくなったとき」に当たらないので、公職選挙法220条による通知等は不要である。
- (2) 通知等の根拠条文は、公職選挙法220条1項及び3項のほかに、同条2項及び3項又は同条4項の場合があるので、適宜修正する。

2 訴えの取下げ等があった場合の通知等について

- (1) 訴えの取下げがあったときは、「訴訟が係属しなくなったとき」に当たるので、公職選挙法220条1項、2項又は4項に規定する通知をするとともに、同条3項又は4項に規定する判決書の謄本に代わり、取下書の謄本を添付する。
- (2) 上告（上告受理申立て）取下げがあったときは、それによって原判決が確定するので、公職選挙法220条1項、2項又は4項に規定する通知をするとともに、同条3項又は4項に規定する判決書の謄本として、原審の判決書の謄本を添付する。
- (3) 当事者死亡による訴訟終了宣言判決があったときは、「訴訟が係属しなくなったとき」に当たるので、公職選挙法220条1項、2項又は4項に規定する通知をするとともに、同条3項又は4項に規定する判決書の謄本に代わり、訴訟終了宣言判決書の謄本を添付する。

(別表)

公職選挙関係訴訟の連絡先一覧表(行政事件)

対象となる選挙関係訴訟	訴訟係属終了の通知先	判決確定時の判決書謄本等の送付先
1 衆議院議員 選挙の効力に関する訴訟(公選204条) 当選の効力に関する訴訟(公選208条)	【公選220条1項、2の③につき同条4項】 1 総務大臣 2 選挙管理委員会関係 ① 比例代表選出の場合は、中央選挙管理会 ② 小選挙区選出の場合(③の重複立候補者の場合を除く。)は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(原則として当該都道府県の選挙管理委員会。公選5条参照) ③ 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙の候補者であった者で、当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙における候補者であったもの(重複立候補者)の場合は、当該小選挙区の選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会と中央選挙管理会	【公選220条3項、4項】 左記1及び2に加え、衆議院議長
2 参議院議員 選挙の効力に関する訴訟(公選204条) 当選の効力に関する訴訟(公選208条)	【公選220条1項】 1 総務大臣 2 選挙管理委員会関係 ① 比例代表選出の場合は、中央選挙管理会 ② 選挙区選出の場合は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(原則として当該都道府県の選挙管理委員会。公選5条参照)	【公選220条3項】 左記1及び2に加え、参議院議長
3 地方公共団体の議会の議員 選挙の効力に関する訴訟(公選203条) 当選の効力に関する訴訟(公選207条)	【公選220条1項】 1 総務大臣 2 選挙管理委員会関係 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(公選5条参照)	【公選220条3項】 左記1及び2に加え、当該議会の議長
4 地方公共団体の長 選挙の効力に関する訴訟(公選203条) 当選の効力に関する訴訟(公選207条)	【公選220条1項】 1 総務大臣 2 選挙管理委員会関係 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(公選5条参照)	【公選220条3項】 同左
5 連座訴訟(公選210条、211条)	【公選220条2項、2の③につき同条4項】 1 総務大臣 2 選挙管理委員会関係 ① 衆議院議員又は参議院議員で比例代表選出の選挙の候補者であった者の場合は、中央選挙管理会 ② 衆議院議員(小選挙区選出)又は参議院議員(選挙区選出)の選挙の候補者であった者の場合(ただし後記③の重複立候補者を除く。)は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会 ③ 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙の候補者であった者で、当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選出の候補者であったもの(重複立候補者)の場合は、当該小選挙区に関する事務を管理する選挙管理委員会と中央選挙管理会 ④ 地方公共団体の議員又は長の選挙の候補者であった者の場合は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会	【公選220条3項、4項】 左記1及び2に加え、当該議院又は議会の議長
6 農業委員会の委員 選挙の効力に関する訴訟(農委11条、公選203条) 当選の効力に関する訴訟(農委11条、公選207条) 連座訴訟(農委11条、公選210条、211条1項)	【農委11条、公選220条1項又は2項】 1 総務大臣 2 選挙管理委員会関係 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(当該市町村の選挙管理委員会。農委9条)	【農委11条、公選220条3項】 左記1及び2に加え、当該農業委員会の会長
7 海区漁業調整委員会の委員 選挙の効力に関する訴訟(漁業法94条、公選203条) 当選の効力に関する訴訟(漁業法94条、公選207条) 連座訴訟(漁業法94条、公選210条、211条1項)	【漁業法94条、公選220条1項又は2項】 1 総務大臣 2 選挙管理委員会関係 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(都道府県の選挙管理委員会。漁業法88条)	【漁業法94条、公選220条3項】 左記1及び2に加え、当該海区漁業調整委員会の会長(農業委員会の会長のような明文の読み替え規定はないが、送付が必要と解されている。)

【凡例】「公選」:公職選挙法、「農委」:農業委員会等に関する法律

(別紙様式1)

平成 年 月 日

大法廷首席書記官 殿

第〇小法廷 首席書記官 ㊟

書記官 ○ ○ ○ ○ ㊟

公職選挙関係訴訟結果連絡

事件の表示 平成 年(行ツ)第 号 請求事件

平成 年(行ヒ)第 号

訴訟当事者 上告人(兼申立人)

被上告人(兼相手方) ○○選挙管理委員会

訴訟の終局 平成 年 月 日(決定, 判決の表示)

裁判の確定 平成 年 月 日

送付書類 原審判決書謄本, 当審決定書(判決書)謄本 各 通

備考 公職選挙法220条1項による通知及び同条3項による裁判書謄本の送付を要する。

通知先 総務大臣, 中央選挙管理会又は○○選挙管理委員会

送付先 総務大臣, 中央選挙管理会又は○○選挙管理委員会,

衆議院議長又は参議院議長, ○○議会議長

注意1 この様式は, 選挙関係訴訟の裁判が確定した場合の書式例である。

2 公職選挙法220条に基づく通知先及び送付先である選挙管理委員会と当該訴訟の一方の当事者である選挙管理委員会が異なる場合がある(例えば, 同法203条に基づく市町村の議会の議員の選挙の効力に関する訴訟においては, 訴訟の一方の当事者は, 都道府県の選挙管理委員会であるが, 同法220条に基づく通知先及び送付先は, 当該選挙に関する事務を管理する市町村の選挙管理委員会である。)

(別紙様式2)

平成 年 月 日

大法廷首席書記官 殿

第○小法廷 首席書記官 ㊟

書記官 ○ ○ ○ ○ ㊟

公職選挙関係訴訟結果連絡

事件の表示 平成 年(行ツ)第 号 請求事件

平成 年(行ヒ)第 号

訴訟当事者 上告人(兼申立人)

被上告人(兼相手方) ○○選挙管理委員会

訴訟の終局 平成 年 月 日(決定, 判決の表示)

裁判の確定 平成 年 月 日

送付書類 原審判決書謄本, 当審決定書(判決書)謄本 各 通

備考 農業委員会等に関する法律11条において準用する公職選挙法220

条1項による通知及び同条3項による裁判書謄本の送付を要する。

通知先 総務大臣, ○○選挙管理委員会

送付先 総務大臣, ○○選挙管理委員会, ○○農業委員会会長

注意1 この様式は, 農業委員会等に関する法律11条で準用されている公職選挙法220条の書式例である。

2 公職選挙法220条による通知先及び送付先である選挙管理委員会と当該訴訟の一方の当事者である選挙管理委員会が異なる場合がある(例えば, 同法203条を準用している農業委員の選挙の効力に関する訴訟においては, 訴訟の一方の当事者は, 都道府県の選挙管理委員会であるが, 同法220条に基づく通知先及び送付先は, 当該選挙に関する事務を管理する市町村の選挙管理委員会である。)

(別紙様式3)

平成 年 月 日

大法廷首席書記官 殿

第〇小法廷 首席書記官 ㊟

書記官 ○ ○ ○ ○ ㊟

公職選挙関係訴訟結果連絡

事件の表示 平成 年(行ツ)第 号 請求事件
平成 年(行ヒ)第 号
訴訟当事者 上告人(兼申立人)
被告(兼相手方) ○〇選挙管理委員会
訴訟の終局 平成 年 月 日 上告(上告受理申立て)取下げ
裁判の確定 上告(上告受理申立て)取下げによる原判決確定
送付書類 原審判決書謄本, 上告(上告受理申立て)取下書謄本 各 通
備考 公職選挙法220条1項による通知及び同条3項による裁判書謄本の
送付を要する。

通知先 総務大臣, 中央選挙管理会又は〇〇選挙管理委員会

送付先 総務大臣, 中央選挙管理会又は〇〇選挙管理委員会,

衆議院議長又は参議院議長, 〇〇議会議長

注意1 この様式は, 選挙関係訴訟が上告取下げ等で終局した場合の書式例である。

2 公職選挙法220条に基づく通知先及び送付先である選挙管理委員会と当該訴訟の一方の当事者である選挙管理委員会が異なる場合がある(例えば, 同法203条に基づく市町村の議会の議員の選挙の効力に関する訴訟においては, 訴訟の一方の当事者は, 都道府県の選挙管理委員会であるが, 同法220条に基づく通知先及び送付先は, 当該選挙に関する事務を管理する市町村の選挙管理委員会である。)

(別紙様式 4)

平成 年 月 日

大法廷首席書記官 殿

第〇小法廷 首席書記官 ㊟

書記官 ○ ○ ○ ○ ㊟

公職選挙法違反被告事件結果連絡

- 1 事件の表示 平成 年 (あ) 第 号
- 2 被告人 ○ ○ ○ ○
- 3 事件の終局 平成 年 月 日 の判決, 決定, 上告取下げ
- 4 裁判の内容 別紙各審級判決書写しのとおり (各 通添付)
- 5 裁判の確定 平成 年 月 日
- 6 備考 公職選挙法 254 条による通知を要する。

通知先 総務大臣, 中央選挙管理会又は〇〇選挙管理委員会,
衆議院議長又は参議院議長, 〇〇議会議長

注意 この様式は, 公職選挙法 254 条に掲げる当選人, 総括主催者, 組織的選挙運動管理者等又は
出納責任者等を刑に処する裁判が確定し, 又は上告取下げで終局した場合の書式例である。

(別紙様式5)

平成 年 月 日

大法廷首席書記官 殿

第○小法廷 首席書記官 ㊟

書記官 ○ ○ ○ ○ ㊟

公職選挙法第254条の2第1項に基づく通知の結果連絡

- 1 事件の表示 平成 年(あ)第 号
- 2 被告人 ○ ○ ○ ○
- 3 関係選挙 平成 年 月 日施行の○○○○選挙
- 4 候補者であった者 ○ ○ ○ ○
- 5 通知書の送達日 平成 年 月 日
- 6 添付書類 選挙犯罪による処刑の通知書写し
- 7 備考 公職選挙法254条の2第3項による通知を要する。

通知先 総務大臣, 中央選挙管理会又は○○選挙管理委員会

注意1 この様式は、選挙犯罪のうち、候補者であった者に対して公職選挙法254条の2第1項の通知をしたときに、併せて同条3項に基づく通知をする場合の書式例である。

2 公職選挙法254条の2第1項の通知については、平成7年1月12日付け最高裁判一第5号刑事局長通知「公職選挙法第254条の2第1項に基づく通知書のひな型について」に基づき作成する。

(別紙様式6)

最高裁総訟第 号
平成 年 月 日

総務大臣殿
〇〇選挙管理委員会 殿
〇〇〇議長 殿

各宛

最高裁判所長官 〇 〇 〇 〇

公職選挙関係事件の確定について (通知)

下記1の公職選挙関係事件(第〇小法廷)について、平成〇年〇月〇日に上告棄却(上告不受理)の決定(判決)があり、同日に裁判が確定しましたので、公職選挙法第220条第1項により通知するとともに、同条第3項により下記2の書類を送付します。

記

1 事件の表示

(1) 事件番号

平成 年(行ツ)第 号

平成 年(行ヒ)第 号

(2) 訴訟当事者

上告人(兼申立人) 〇 〇 〇 〇

被上告人(兼相手方) 〇 〇 〇 〇

2 書類の表示

原審判決書謄本、当審決定書謄本(当審判決書謄本)各1部

注意1 衆・参議院議長又は議会の議長には、通知は不要で、裁判書謄本の送付のみなので(公職選挙法220条3項)、文面を適宜修正する。

2 選挙管理委員会に通知する場合には、関係地方公共団体の長を経由する。その場合には、「最高裁総訟第 号」の上部に「(〇〇県知事経由)」、「(〇〇市長経由)」などと経由先を記載する。

(別紙様式7)

最高裁総訟第 号
平成 年 月 日

総務大臣 殿
〇〇選挙管理委員会 殿
〇〇農業委員会会長 殿

各宛

最高裁判所長官 〇 〇 〇 〇

公職選挙関係事件の確定について (通知)

下記1の公職選挙関係事件(第〇小法廷)について、平成〇年〇月〇日に上告棄却(上告不受理)の決定(判決)があり、同日に裁判が確定しましたので、農業委員会等に関する法律第11条及び公職選挙法第220条第1項により通知するとともに、同条第3項により下記2の書類を送付します。

記

1 事件の表示

(1) 事件番号

平成 年(行ツ)第 号

平成 年(行ヒ)第 号

(2) 訴訟当事者

上告人(兼申立人) 〇 〇 〇 〇

被上告人(兼相手方) 〇 〇 〇 〇

2 書類の表示

原審判決書謄本、当審決定書謄本(当審判決書謄本)各1部

注意1 農業委員会会長には、通知は不要で、裁判書謄本の送付のみなので(公職選挙法220条3項)、文面を適宜修正する。

2 選挙管理委員会に通知する場合には、関係地方公共団体の長を経由する。その場合には、「最高裁総訟第 号」の上部に「(〇〇県知事経由)」、「(〇〇市長経由)」などと経由先を記載する。

(別紙様式 8)

最高裁総訟第 号
平成 年 月 日

総務大臣 殿
〇〇選挙管理委員会 殿
〇〇〇議長 殿

各宛

最高裁判所長官 〇 〇 〇 〇

公職選挙関係事件の確定について (通知)

下記 1 の公職選挙関係事件 (第〇小法廷) について、平成〇年〇月〇日に上告 (上告受理申立て) 取下げがあり、原審判決が確定しましたので、公職選挙法第 220 条第 1 項により通知するとともに、同条第 3 項により下記 2 の書類を送付します。

記

1 事件の表示

(1) 事件番号

平成 年 (行ツ) 第 号

平成 年 (行ヒ) 第 号

(2) 訴訟当事者

上告人 (兼申立人) 〇 〇 〇 〇

被上告人 (兼相手方) 〇 〇 〇 〇

2 書類の表示

原審判決書謄本、上告 (上告受理申立て) 取下書謄本各 1 部

注意 1 衆・参議院議長又は議会の議長には、通知は不要で、裁判書謄本の送付のみなので (公職選挙法 220 条 3 項)、文面を適宜修正する。

2 選挙管理委員会に通知する場合には、関係地方公共団体の長を経由する。その場合には、「最高裁総訟第 号」の上部に「(〇〇県知事経由)」、「(〇〇市長経由)」などと経由先を記載する。

(別紙様式9)

最高裁総訟第 号
平成 年 月 日

総務大臣殿
〇〇選挙管理委員会 殿
〇〇〇議長 殿

各宛

最高裁判所長官 〇 〇 〇 〇

選挙犯罪事件の終局について (通知)

下記1の公職選挙法違反被告事件(第〇小法廷)について、平成〇年〇月〇日に上告棄却決定があり、同年〇月〇日に裁判が確定しましたので、公職選挙法第254条に基づき、その旨を通知するとともに、下記2の書類を送付します。

記

1 事件の表示

事件番号 平成 年(あ)第 号

被告人 〇 〇 〇 〇

2 書類の表示

各審級裁判書写し各1部

注意 選挙管理委員会に通知する場合には、関係地方公共団体の長を経由する。その場合には、「最高裁総訟第 号」の上部に「(〇〇県知事経由)」、「(〇〇市長経由)」などと経由先を記載する。

(別紙様式 1.0)

最高裁総訟第 号
平成 年 月 日

総務大臣 殿
中央選挙管理会 殿
〇〇選挙管理委員会 殿

各宛

最高裁判所長官 ○ ○ ○ ○

選挙犯罪事件の処刑の通知について (通知)

下記 1 の公職選挙法違反被告事件 (第〇小法廷) について、検察官の申立てにより、公職選挙法第 254 条の 2 第 1 項に基づき、公職の候補者であった〇〇〇〇に対し、被告人を刑に処する裁判が確定したことを通知しましたので、同条第 3 項に基づきその旨を通知するとともに、下記 2 の書類を送付します。

記

1 事件の表示

事件番号 平成 年 (あ) 第 号

被告人 ○ ○ ○ ○

2 書類の表示

選挙犯罪による処刑の通知書写し 1 部

注意 選挙管理委員会に通知する場合には、関係地方公共団体の長を経由する。その場合には、「最高裁総訟第 号」の上部に「(〇〇県知事経由)」、「(〇〇市長経由)」などと経由先を記載する。